

○飯塚市解放子ども会事業実施要綱

平成25年4月10日

飯塚市告示第99号

(目的)

第1条 本事業は、少年期における人権啓発事業として、子どもたちが異なる年齢層と交流等を行うことを通して、差別を見抜く力を身につける等、差別に負けない子どもの育成を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、飯塚市とする。

(事業内容)

第3条 本事業においては、次の各号に掲げる学習及び活動を行うものとする。

- (1) 異学年の交流を通しての人権学習及び体験学習
- (2) 地域貢献活動
- (3) その他

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、第1条の目的に賛同し、人権学習、人権活動等に参加する児童生徒とする。

(事業費)

第5条 事業費は、解放子ども会に係る市の予算の範囲内とする。

(運営委員会及び地区運営委員会)

第6条 本事業を推進するために、飯塚市解放子ども会事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

- 2 市内各地区の解放子ども会に、地区解放子ども会事業運営委員会(以下「地区運営委員会」という。)を設置する。
- 3 運営委員会及び地区運営委員会は、規約を定めるものとする。
- 4 運営委員会及び地区運営委員会は、解放子ども会の事業内容等について協議を行う。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。